

議 第 124 号

平成30年2月23日提出

熊本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部改正について

熊本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条
例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例

熊本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条
例（平成26年条例第64号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第2号中「同条第9項」を「同条第11項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（提出理由）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整
備に関する法律（平成29年法律第25号）の施行による就学前の子どもに関する
教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）の一
部改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。